

資料 1-2

○瑞浪市障害者計画等推進委員会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、瑞浪市障害者計画等推進委員会規則第8条の規定による委員会の会議運営について、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。

（会議の傍聴）

第3条 会議の傍聴については、会長が別に定める。

（会議録等）

第4条 会長は、会議録を作成するものとする。

2 会議録及び会議に提出された資料は公開するものとする。

（会議の規律）

第5条 何人も、会議の開催中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならない。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年8月5日から施行する。

○瑞浪市障害者計画等推進委員会傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、瑞浪市障害者計画等推進委員会運営規定第3条の規定により、会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の申し出）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、自己の氏名、住所を受付簿（様式第1号）に記載しなければならない。

2 瑞浪市障害者計画等推進委員会会長（以下「会長」という。）は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

（傍聴できない者）

第3条 次の各号の一に該当する者は、会議の会場に入場することができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（第4条第1号の規定により撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。）
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴人は、会議の会場において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (2) 会議の会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。
- (3) ビラ等を配布してはならない。
- (4) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてはならない。
- (5) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしてはならない。
- (6) 帽子、外とう、えり巻の類を着用してはならない。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (7) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (8) みだりに席を離れてはならない。
- (9) 審議中は、みだりに入退室をしてはならない。
- (10) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (11) 携帯電話は、電源を切る又はマナーモードにし、使用してはならない。
- (12) その他会議の会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

（退場等の措置）

第5条 傍聴人が、この規程に違反したときは、会長は退場を命じることができる。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月5日から施行する。